太田市保育対策総合支援事業（保育環境改善等事業）費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、安全かつ安心な保育環境の確保を支援することを目的として、次条に規定する事業を行う市内の民間保育所、幼保連携型認定こども園、認可外保育施設（地方裁量型認定こども園に限る。事業を実施する者（以下「保育所等」という。）に対し太田市保育対策総合支援事業（保育環境改善等事業）費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、太田市補助金等に関する規則（平成１７年太田市規則第７６号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象事業）

第２条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、「認可保育所等設置支援事業の実施について」（令和５年４月１９日こ成保第１５号）の別添５に定める「保育環境改善等事業実施要綱」に規定する環境改善事業のうち、保育所、認定こども園（地方裁量型認定こども園を除く。）又は地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く。）を行う事業所において、新型コロナウイルス感染症等の感染症対策のために必要となる改修や設備の整備等を行う事業とする。

（補助金の額）

第３条　補助金の額は、別表の第１欄に定める補助事業ごとに、第２欄に定める基準額と第３欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第４欄に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、その額に１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

２　補助金は、予算の範囲内で交付する。

（書類の整備等）

第４条　補助金の交付を受けた保育所等は、補助事業に係る収入及び支出についての証拠書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から５年間保管しなければならない。

（その他）

第５条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和２年３月１７日から施行し、同年１月１６日から適用する。

この要綱は、令和２年７月９日から施行し、同年４月１日から適用する。

この要綱は、令和３年５月１８日から施行し、同年４月１日から適用する。

この要綱は、令和５年１０月２４日から施行する。

別表（第３条関係）

１　補助事業	２　基準額	３　対象経費	４　補助率
保育環境改善等事業（感染症対策のための改修整備等事業）	１施設当たり １，０２９，０００円	感染症対策のための改修整備及び備品購入等に必要な経費	１０分の１０